

2級FP技能検定（学科試験） 直前模擬試験

- 問題 -

試験時間 2 時間（120 分）

注意事項

筆記用具（鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム）、時計および電卓以外のものは机の上に置かないでください。

乱丁・落丁がありましたら、弊社までお申し出ください。

問題は平成21年10月1日時点で施行されている法律に基づいて解答してください。

- TFPコンサルティンググループ -

株式会社東京ファイナンシャルプランナーズ

CFP®、CERTIFIED FINANCIAL PLANNER®、サーティファイド ファイナンシャル プランナー® は、米国外においては Financial Planning Standards Board Ltd.（FPSB）の登録商標で、FPSB とのライセンス契約の下に、日本国内においては NPO 法人日本 FP 協会が商標の使用を認めています。

ライフプランニングと資金計画

問題 1 . ファイナンシャル・プランナーの次の行為のうち、最も適切なものはどれか。

- 1 . 税理士資格のないファイナンシャル・プランナーが、個別の税務相談を受けた場合に具体的な数値を離れた事例に引き直して抽象的な税のプランニングを行っている。
- 2 . 生命保険募集人の登録を受けていないファイナンシャル・プランナーが、同じ会社に勤務する生命保険募集人に代わって生命保険の募集に関する業務を行っている。
- 3 . 金融商品取引業の登録を受けていないファイナンシャル・プランナーが、十分に信頼関係を構築している顧客に資産管理を求められ、顧客の資産の一部を運用している。
- 4 . 弁護士資格のないファイナンシャル・プランナーが、相続に関する相談において、過去の判例を引用しながら単独で具体的な法律判断を行っている。

問題 2 . 公的医療保険制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1 . 健康保険は、被保険者の業務外の事由による疾病、負傷、死亡、出産について、必要な保険給付を行う。
- 2 . 療養の給付における自己負担割合は、小学校就学前の子どもであれば 2 割で、すべての公的医療保険制度において共通である。
- 3 . 健康保険の被保険者期間が一定以上ある者が退職した場合、退職日の翌日から 2 ヶ月以内に申請すれば、健康保険の任意継続被保険者となることができる。
- 4 . 国民健康保険の保険料（税）は、市区町村によって算出方法が異なる。

問題 3 . 労災保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1 . 正社員に限らずパートやアルバイトであっても、労働者を 1 人でも雇っている事業主は労災保険に加入しなければならない。
- 2 . 労災保険の保険料は、一部を被保険者が負担し、残りを事業主が負担する。
- 3 . 石綿（アスベスト）による健康被害者の救済のため、労災保険に加入するすべての事業所が一般拠出金を負担している。
- 4 . 業務中の事故により負傷して休業補償給付が行われる場合、休業 1 日につき給付基礎日額の 8 割が支給される。

問題 4 . 雇用保険の基本手当に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1 . 働く能力がありながらも失業して定職に就いていない人であれば、必ず基本手当を受給できる。
- 2 . 所定給付日数は、退職理由や退職時の年齢、被保険者期間の長さによって異なり、自己都合退職では最長 90 日である。
- 3 . 受給期間は、原則として退職日の翌日から 2 年間で、60 歳定年退職後、すぐに働かない場合には、申請によりさらに 2 年間延長できる。
- 4 . 求職の申込後、7 日間の待期期間がおかれ、待期期間中は基本手当が支給されず、自己都合退職の場合はさらに 3 ヶ月の給付制限期間がある。

問題 5 . 公的年金制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1 . 民間企業のサラリーマンは、厚生年金保険に加入しているが、同時に国民年金の第 2 号被保険者でもあるため、一定の要件を満たせば老齢基礎年金と老齢厚生年金を受給できる。
- 2 . 合算対象期間は受給資格期間として扱われるが、老齢基礎年金の年金額を計算するには年金額にまったく反映されない期間となる。
- 3 . 国民年金の第 1 号被保険者が、付加保険料を納付した場合、「200 円 × 付加保険料納付月数」分の付加年金が老齢基礎年金に上乗せ支給される。
- 4 . 複数の年金を同時に受給できるのは支給事由が同じ場合に限られるため、65 歳以上の受給権者が障害基礎年金と遺族厚生年金を同時に受給することはできない。

問題 6 . 公的年金の遺族給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1 . 遺族基礎年金を受給できるのは、受給要件を満たす者に生活維持されていた子または子のある妻であるため、子のない妻は遺族基礎年金を受給できない。
- 2 . 死亡一時金と寡婦年金は、いずれの受給要件を満たしていても両方を受給することはできない。
- 3 . 子のない 30 歳未満の妻は、30 歳に達するまで遺族厚生年金を受給できない。
- 4 . 遺族厚生年金の受給権者が一定の要件を満たす寡婦である場合、40 歳から 65 歳に達するまでの期間に中高齢寡婦加算が上乗せ支給されるが、遺族基礎年金を受給している期間については支給停止となる。

2 級 F P 技能検定（学科試験）

直前模擬試験

- 解答・解説 -

- T F P コンサルティンググループ -

株式会社東京ファイナンシャルプランナーズ

CFP®、CERTIFIED FINANCIAL PLANNER®、サーティファイド ファイナンシャル プランナー® は、米国外においては Financial Planning Standards Board Ltd. (FPSB) の登録商標で、FPSB とのライセンス契約の下に、日本国内においては NPO 法人日本 FP 協会が商標の使用を認めています。

ライフプランニングと資金計画

問題 1 . 正解 / 1

- 1 . 適切。税理士資格のないファイナンシャル・プランナーが、個別の税務相談に具体的な回答を行うと税理士法に抵触する。そのため、具体的な回答は避け、一般的な税の解説または数値を離れた事例に引き直して回答する必要がある。
- 2 . 不適切。生命保険募集人の登録を受けていないファイナンシャル・プランナーは、生命保険の募集・勧誘を行うことはできない。
- 3 . 不適切。金融商品取引業の登録を受けていないファイナンシャル・プランナーは、いかなる場合であっても、顧客のために投資助言・代理や投資運用を行ってはならない。
- 4 . 不適切。弁護士資格のないファイナンシャル・プランナーが、単独で具体的な法律判断を行うと弁護士法に抵触する。そのため、必要に応じて弁護士との提携等が求められる。

問題 2 . 正解 / 3

- 1 . 適切。なお、健康保険で給付の対象とならない業務上の事由による疾病、負傷、死亡等については、労災保険から必要な保険給付が行われる。
- 2 . 適切。療養の給付における自己負担割合は、すべての公的医療保険制度において共通で、小学校就学前は 2 割、小学校就学後から 70 歳未満は 3 割、70 歳以上 75 歳未満は 1 割（高所得者は 3 割）である。
- 3 . 不適切。退職前に健康保険の被保険者期間が 2 ヶ月以上ある者は、退職日の翌日から 20 日以内に申請すれば、健康保険の任意継続被保険者となることができる。
- 4 . 適切。国民健康保険の保険料（税）は、保険者（市区町村または国民健康保険組合）ごとに算出方法が異なる。

問題 3 . 正解 / 2

- 1 . 適切。労災保険の加入対象となるのは、適用事業所で働く労働者である。社長や役員は労働者ではないため、原則として労災保険の対象外であるが、中小事業主には任意による特別加入制度が設けられている。
- 2 . 不適切。労災保険の保険料は、その全額を事業主が負担する。一部を被保険者が負担し、残りを事業主が負担するのは、雇用保険の保険料である。なお、労災保険率は、事業の種類によって異なる。
- 3 . 適切。石綿（アスベスト）による健康被害を受けた人およびその遺族で、労災保険による補償の対象とならない人に対する救済を行うために必要となる費用を、国からの交付金、地方公共団体からの拠出金および事業主からの拠出金でまかなっている。
- 4 . 適切。休業補償給付は、休業 1 日につき、給付基礎日額の 6 割が支給される。さらに休業特別支給金として 2 割が上乘せされるため、合計で給付基礎日額の 8 割が支給される。

問題 4 . 正解 / 4

- 1 . 不適切。雇用保険の基本手当は、働く意思と能力がありながらも職業に就くことができない人が求職活動を行っている場合に支給されるものである。したがって、求職活動を行っていない（再就職する意思のない）人は、基本手当を受給できない。
- 2 . 不適切。所定給付日数は、退職理由や退職時の年齢、被保険者期間の長さによって異なり、自己都合退職では最長 150 日である。
- 3 . 不適切。受給期間は、原則として退職日の翌日から 1 年間である。なお、60 歳定年退職後、すぐに働かない場合には、申請によりさらに 1 年間延長できる。
- 4 . 適切。会社都合退職や定年退職の場合は、3 ヶ月の給付制限期間はないため、7 日間の待期間が終了すると基本手当の支給対象となる。

問題 5 . 正解 / 4

- 1 . 適切。民間企業のサラリーマンは、厚生年金保険の被保険者であり、かつ国民年金の第 2 号被保険者でもあるため、受給要件を満たせば国民年金と厚生年金保険からの給付を受けることができる。
- 2 . 適切。老齢基礎年金を受給するためには、原則として 25 年以上の受給資格期間（保険料納付済期間 + 保険料免除期間 + 合算対象期間）が必要となる。ただし、合算対象期間は、老齢基礎年金の年金額を計算するときには、年金額にまったく反映されない期間となる（そのため「カラ期間」ともよばれる）。
- 3 . 適切。付加年金は、国民年金保険料に 400 円（月額）の付加保険料を上乗せして納付すると、老齢基礎年金の支給にあわせて「200 円 × 付加保険料納付月数」分の付加年金が支給される。
- 4 . 不適切。原則として、複数の年金を同時に受給できるのは支給事由が同じ場合に限られるが、受給権者が 65 歳以上の場合には例外がある。障害基礎年金と遺族厚生年金は、受給権者が 65 歳以上の場合には同時に受給することができる。

問題 6 . 正解 / 3

- 1 . 適切。子のない妻や夫は、遺族基礎年金を受給できない。
- 2 . 適切。死亡一時金と寡婦年金は国民年金独自の給付で、両方の受給要件を満たしている場合は、いずれかを選択して受給する（両方を受給することはできない）。
- 3 . 不適切。子のない 30 歳未満の妻に対する遺族厚生年金は、受給開始から 5 年間の有期年金である。仮に、夫の死亡時に妻が 29 歳で子がいなければ、遺族厚生年金は 34 歳までしか支給されないということである。
- 4 . 適切。中高齢寡婦加算は、遺族基礎年金を受給できない妻で、「夫の死亡時に 40 歳以上 65 歳未満」または「40 歳時に 18 歳に達した後の最初の 3 月末までの未婚の子（20 歳未満で 1 級、2 級障害の未婚の子）がいる」場合に、遺族厚生年金に加算される。